

議第 86 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市高齢者いきがいセンター

2 指定管理者となる団体

公益社団法人三島市シルバー人材センター

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 11 月 20 日提出

三島市長 豊岡 武士